



国医第19号
平成26年4月9日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療主管部(局)長 殿

宮城県保健福祉部長



平成26年4月1日以降の東日本大震災により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金の免除措置の実施について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、本県の全市町村国民健康保険（国民健康保険組合を除く）及び後期高齢者医療制度におきまして、平成26年4月1日から、特定の被保険者に対して一部負担金の免除措置が実施されていますので、御承知いただくとともに、貴管内の市町村及び関係団体等へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、免除措置については、保険者により対象者の範囲等対応が異なることから、問い合わせがあった場合は、各保険者に連絡するよう御指導方よろしく申し上げます。

担当：国保医療課

TEL：022-211-2564・2565/FAX：022-211-2593

E-mail:kokuhok@pref.miyagi.jp